

ガイドブックの目的

ガイドブックは、ウェブアクセシビリティに初めて取り組もうとしている行政官の方や事業者向けに、ウェブアクセシビリティの考え方や概要、取り組み方のポイントを解説するための資料です。何にどう取り組めばいいのか、どうやって調達に組み込めばいいのか、委託事業者との円滑なコミュニケーション、意思決定のポイントがわかるようになることを目的としています。

1.1 標準ガイドラインにおける本文書の位置づけ

ガイドブックは、各府省が情報システムのウェブアクセシビリティを確保する際に、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」（総務省）とあわせて参考にすることができます。

1.2 背景と課題

「アクセシビリティ」という言葉は、近年ではスマートフォンの設定メニューに標準搭載されており、スクリーンショットなど特定の機能やアプリを簡単に使えるようにする小技の紹介コンテンツなどを通じて、広く知られるようになってきました。しかしアクセシビリティは便利な設定という意味ではなく、本来は「情報へのアクセスのしやすさ」のことであり、コンテンツやサービスを利用できるかどうかの度合いを示す言葉です。障害者基本法等の法律や行政機関・公共機関等の情報発信では「情報アクセシビリティ」という言葉を用いたり、ウェブサイトの利用のしやすさを示す言葉として「ウェブアクセシビリティ」と言ったりもします。また、2023年4月から高等学校の選択科目「情報Ⅱ」でもアクセシビリティについて学ぶようになりました。

一方、法律や情報科目では、アクセシビリティを享受する側の視点でその役割や大切さが示されていますが、ウェブサイトアクセシビリティを取り入れる手法や業務での取り組み方については詳しく案内されていません。ウェブアクセシビリティの実践については、日本産業規格（JIS）や国際的なガイドラインといった複数の資料から学ばねばならず、正しく理解・判断するためには専門的な知識や経験が必要です。

省や自治体の情報システムやウェブサイトは公共性が求められます。また、国の制度利用など代替のきかないものが多く、できる限り多くの利用者がシステムを使ったり情報を取得したりできるようにすることが不可欠です。一般的な民間のそれらよりも高いレベルのウェブアクセシビリティを確保する必要がありますが、知

ページ 5 内容

構造順(番号, タグ: テキスト)

83. H1: 1 ガイドブックの目的

84. P: 本ガイドブックは、ウェブアクセシビリティに初めて取り組もうとして…

85. H2: 1.1 標準ガイドラインにおける本文書の位置づけ

86. P: 本ガイドブックは、各府省が情報システムのウェブアクセシビリティを…

87. H2: 1.2 背景と課題

88. P: 「アクセシビリティ」という言葉は、近年ではスマートフォンの設定メ…

89. P: 一方、法律や情報科目では、アクセシビリティを享受する側の視点でそ…

90. P: 省庁や自治体の情報システムやウェブサイトは公共性が求められます。…

91 経験不足から、内容を正しく理解しないまま前例を踏襲した結果、不適切なアクセシビリティ対応になっ
てしまっていたり、本来必要のない部分に工数や予算をかけてしまっていたりすることがあります。そのため、
アクセシビリティ確保に取り組んでいるつもりでも実際には対応できていないことに気づかず、さらなる取り
組みが必要ないとの判断に至るケースもあるのです。

92 本的には、以下のような現状があるといえます。

9 95 そもそもアクセシビリティの意味や、取り組むメリットがわからない

9 98 の内容が難しく、具体的に何をすればいいのかわからない

1 101 理解していたとしても、求められる品質を満たす運用体制を構築できない

102 年9月に発足したデジタル庁は、発足準備の段階からウェブアクセシビリティの専門家チームを組み、
デジタル庁の情報発信やサービス開発におけるウェブアクセシビリティの確保に取り組んできました。本ガイ
ドブックには、デジタル庁でのケーススタディに基づいて、行政機関・公共機関等のウェブアクセシビリティ
向上に役立つノウハウを多数盛り込んでいます。ウェブアクセシビリティに取り組む、広報・サービス開発等
の業務を担う職員が、十分な知識がないところから始めても、調達・受託事業者と適切なコミュニケーション
ができることを目指して本ガイドブックを構成しています。

103 年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障害者への合理的配慮が義務化されま
す。そして、ウェブアクセシビリティへの取り組みは、合理的配慮を提供するための環境の整備として努力義
務が課せられています。ウェブサイトやオンラインサービスを担当する職員には、ウェブアクセシビリティの
知識がますます求められるようになることでしょう。

104 てウェブアクセシビリティを学び、改善に取り組む方々が、本ガイドブックを通じて理解を深め、より
良い方法で実践できることを願っています。

105

1.3 ガイドブックで達成したいこと

106 デジタル庁のミッション

107 誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」

108 デジタル庁は「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」をミッションに掲げています。誰一人取
り残されないデジタル化を実現するために、何より大切なことはウェブアクセシビリティの確保です。視覚に
障害がある人、怪我をして一時的に手が使えなくなっている人など、様々な状況にある利用者が、音声読み上
げや点字ディスプレイなどの多様な支援技術を通じて、デジタル庁はもちろん、あらゆる行政機関・公共機関
等のウェブサイトや情報システムを使える社会にしていきたいと考えています。

109 ウェブアクセシビリティの重要性は年を追うごとに増しています。日本の65歳以上人口は3,624万人（2024
年10月1日現在）で、これは総人口の29.3%にあたります。75歳以上人口は65～74歳人口を上回る2,078万人
にも及び、2070年には、2.6人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上という推計が示されています。誰し
も加齢に伴って、視力・聴力や認知など心身の機能が低下していきます。今や情報インフラであるともいえる
ウェブサイトやオンラインサービスを、障害の有無や年齢に関わらず、必要な時に自身の力で自由に利用でき
ることは極めて重要です。

ページ 6 内容

構造順(番号, タグ: テキスト)

91. P: 識や経験不足から、内容を正しく理解しないまま前例を踏襲した結果、…

92. P: 具体的には、以下のような現状があるといえます。

93. Lbl: (テキストなし)(位置未特定)

94. P: ●

95. P: そもそもアクセシビリティの意味や、取り組むメリットがわからない

96. Lbl: (テキストなし)(位置未特定)

97. P: ●

98. P: 規格の内容が難しく、具体的に何をすればいいのかわからない

99. Lbl: (テキストなし)(位置未特定)

100. P: ●

101. P: 内容を理解していたとしても、求められる品質を満たす運用体制を構築…

102. P: 2021年9月に発足したデジタル庁は、発足準備の段階からウェブアクセ…

103. P: 2024年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障…

104. P: 初めてウェブアクセシビリティを学び、改善に取り組む方々が、本ガイ…

105. H2: 1.3 ガイドブックで達成したいこと

106. H3: デジタル庁のミッション

107. H3: 「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」

108. P: デジタル庁は「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を。」を…

109. P: ウェブアクセシビリティの重要性は年を追うごとに増しています。日本…

111. P: (テキストなし)(位置未特定)

118. P: (テキストなし)(位置未特定)

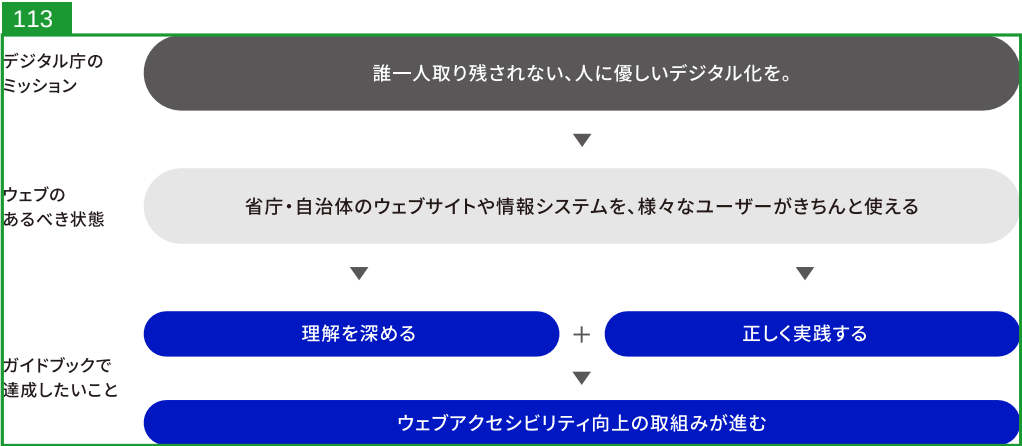
ページ 7 内容

構造順(番号, タグ: テキスト)

- 110. P: デジタル技術の進歩によって、これまでできなかったことが行えるよう…
- 112. P: (テキストなし)(位置未特定)
- 113. Figure: デジタル庁のミッションに基づいた、本ガイドブックで達成した…
- 114. P: 図1.
- 115. Caption: デジタル庁のミッションに基づいた本ガイドブックで達成したい…
- 116. H2: 1.4
- 117. P: 本ガイドブックは、ガイドブックの目的、ウェブアクセシビリティの基…
- 119. P: (テキストなし)(位置未特定)
- 120. Figure: ガイドブックの構成を示した図。4つの主要な章について、章番号…
- 121. P: 図1.2
- 122. Caption: ガイドブックの構成

110

タル技術の進歩によって、これまでできなかったことが行えるようになりました。例えば、画像認識技術や音声認識技術が様々なシーンで使われ、スマートフォン越しに見ているものの詳しい情報を即座に得たり音声で読み上げることができたり、あるいは会話のリアルタイムでの翻訳などもできるようになりました。スマートフォンにはアクセシビリティへの対応を強化したOSが搭載され、視覚障害や聴覚障害がある人を取り巻く情報環境や支援技術は劇的に進化しています。しかし、OSやハードウェアが使いやすくなっても、そこで実行されるアプリ、コンテンツやサービスが「様々な人にとって使いやすい」状態で提供されていなければ、その恩恵を享受できない環境や状況がたくさんあるのです。本ガイドブックは、行政官や事業者らがウェブアクセシビリティの理解を深め、ウェブアクセシビリティ向上の取り組みを正しく実践する出発点となることを標榜しています。



114

115

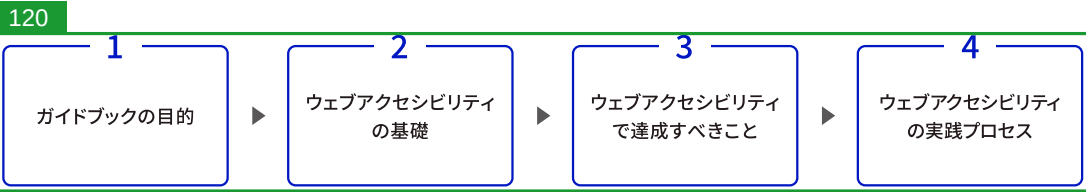
ル庁のミッションに基づいた本ガイドブックで達成したいこと

記述範囲と構成

116

117

イドブックは、ガイドブックの目的、ウェブアクセシビリティの基礎、ウェブアクセシビリティで達成すべきこと、ウェブアクセシビリティの実践プロセス、の4章で構成されています。最初から順に読むことでウェブアクセシビリティを体系的に理解することができますが、どの章から読み始めても自然と必要な知識にたどり着けるように配慮しています。



121

122

ックの構成

123. P: 本ガイドブックは、基礎を理解するためのわかりやすさを重視しています。そのため、記載の厳密な正確性や網羅性を担保していません。

124. P: アクセシビリティの規格であるJIS X 8341-3:2016の正確な記述内容や、規格への準拠を試験する方法を確認したい場合は、本ガイドブックを読んだ後、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会（WAIC）が公開している「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」（参考文献1）などを参照する必要があります。

125. P: 本ガイドブックとは別に、JIS X 8341-3:2016の達成基準をわかりやすく一言で説明した表をMicrosoft Excel形式で提供しています。ガイドブックと同様に正確性や網羅性は担保されていませんが、「この基準はどういうことだろう？」と思ったときにお役立てください。

126

1.5対象読者

127. P: ガイドブックは、ウェブサイトおよびウェブアプリケーション（情報システム等）のそれぞれにおいて、ウェブアクセシビリティの向上に取り組む方が最初に読むことを想定して作成しました。主な対象読者は次の通りです。

- 128
129. LBody: 続・申請等のデジタル化、情報システム開発プロジェクトの行政担当者
- 130
131. LBody: 外部に向けた情報発信、キャンペーン等を担当する行政の広報担当者
- 132
133. LBody: 上記のプロジェクトを受託する事業者の方（PM、デザイナー、エンジニア等）
- 134
135. LBody: ウェブアクセシビリティに取り組みたい民間事業者

136

1.6関連文書

137. P: 各省が参照すべきウェブアクセシビリティのガイドラインを探している方は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2024年版）」（総務省）を参照してください。標準ガイドライン群におけるウェブアクセシビリティに関する資料も、当該ガイドラインに準拠しています。

138

1.6.1導入のための参考になる文書

139. P: ウェブサイトの開発・設計に取り組む導入者・実務者向けに、以下のガイドブックを導入編・実践編として用意しています。

- 140
141. LBody: 「DS-671.1（デジタル庁）」
- 142
143. LBody: 「DS-672.1（デジタル庁）」

ページ 8 内容

構造順(番号, タグ: テキスト)

123. P: なお、本ガイドブックは、基礎を理解するためのわかりやすさを重視し…
124. P: ウェブアクセシビリティの規格であるJIS を確認したい場合は、本ガイ…
125. P: また、本ガイドブックとは別に、JIS X 8341-3:2016の達成基準を…
126. H2: 1.5 対象読者
127. P: 本ガイドブックは、ウェブサイトおよびウェブアプリケーション（情報…
128. Lbl: 1.
129. LBody: 行政手続・申請等のデジタル化、情報システム開発プロジェクト…
130. Lbl: 2.
131. LBody: 外部に向けた情報発信、キャンペーン等を担当する行政の広報担…
132. Lbl: 3.
133. LBody: 上記のプロジェクトを受託する事業者の方（PM、デザイナー、エ…
134. Lbl: 4.
135. LBody: ウェブアクセシビリティに取り組みたい民間事業者
136. H2: 1.6 関連文書
137. P: 各府省が参照すべきウェブアクセシビリティのガイドラインを探してい…
138. H3: 1.6.1 導入のための参考になる文書
139. P: ウェブサイトの開発・設計に取り組む導入者・実務者向けに、以下のガ…
140. Lbl: ●
141. LBody: 「DS-671.1（デジタル庁）」
142. Lbl: ●
143. LBody: 「DS-672.1（デジタル庁）」

144

1.6.2 支援ツール

145 ドブック以外では、画面の実装や、品質確認に使えるツール集を用意しています。

- 147 タル庁デザインシステム」(デジタル庁)
- 148 サイトの画面表現に関するツールキット。
- 150 ェックリスト」(デジタル庁)

151

1.6.3 利用の手引き

152 00番台のサービスデザイン関連文書は、目的に応じて体系化し、負担が少ない形で利用できるように整理しています。以下の手引きを参考にしてください。

- 154 ビスデザイン関連ガイドラインの読み進め方・資料の探し方」(デジタル庁)

155

1.7 利用と配布

156 イドブックに掲載・発信している情報の著作権は、特記されていない限りデジタル庁に帰属し、特段の権利表記がない限り、「公共データ利用規約（第1.0版）※1」（PDL1.0）または互換性のある「CC BY 4.0（クリエイティブコモンズ（CC）-表示 4.0 国際）」に従う範囲で利用できます。PDL1.0のうち、本サイト独自の出典記載例や本ルール of 適用を受けないコンテンツ等サイトによって内容が異なる部分の情報については「コンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報※2」を参照してください。

コピーライトポリシー（デジタル庁）※3

- 157 公共データ利用規約（157 版）
- 158 /www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license_v1.0
- 159 ンテンツの利用に係るPDL1.0に関する重要情報
- 160 /www.digital.go.jp/copyright-policy#important
- 161 ーパーライトポリシー（161 アル庁）
- 162 /www.digital.go.jp/copyright-policy

163

1.8 改訂履歴

164 ル社会推進標準ガイドライン編入前の改訂履歴は、付録〔6.1〕又はデジタル庁ウェブサイト※1を参照してください。

165 25年10月16日 デジタル社会推進標準ガイドライン編入

- 166 ェブアクセシビリティ導入ガイドブック（166 アル庁ウェブサイト）
- 167 /www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook

ページ 9 内容

構造順(番号, タグ: テキスト)

- 144. H3: 1.6.2 支援ツール
- 145. P: ガイドブック以外では、画面の実装や、品質確認に使えるツール集を用…
- 147. LBody: 「デジタル庁デザインシステム」 （デジタル庁）
- 148. P: ウェブサイトの画面表現に関するツールキット。
- 150. LBody: 「UIチェックリスト」 （デジタル庁） ☒
- 151. H3: 1.6.3 利用の手引き
- 152. P: DS-600番台のサービスデザイン関連文書は、目的に応じて体系化し、…
- 154. LBody: 「サービスデザイン関連ガイドラインの読み進め方・資料の探し…
- 155. H2: 1.7 利用と配布
- 156. P: 本ガイドブックに掲載・発信している情報の著作権は、特記されていな…
- 157. P: ※1 （第1.0版）
- 158. P: h ttps://www.digital.go.jp/resources/open_data/public_data_license…
- 159. P: ※2
- 160. P: https://www.digital.go.jp/copyright-policy#important
- 161. P: ※3 （デジタル庁）
- 162. P: https://www.digital.go.jp/copyright-policy
- 163. H2: 1.8 改訂履歴
- 164. P: デジタル社会推進標準ガイドライン編入前の改訂履歴は、付録〔〕又…
- 165. P: 2025年10月16日 デジタル社会推進標準ガイドライン編入
- 166. P: ※1 （デジタル庁ウェブサイト）
- 167. P: https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibilit…